

# 新ひだか町過疎地域持続的発展市町村計画（概要）

## 1. 過疎法の経緯

昭和 45 年以来、特別措置法として制定

○「過疎地域自立促進特別措置法」（現行法）が令和 3 年 3 月末で期限を迎える

○令和 3 年 4 月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行

※計画の名称が変更

## 2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間

## 3. 過疎地域の基本的な要件

○人口要件：昭和 50 年～平成 27 年までの人口減少率 28%以上

○財政力要件：平成 29 年度～令和元年度までの平均財政力指数 0.51 以下

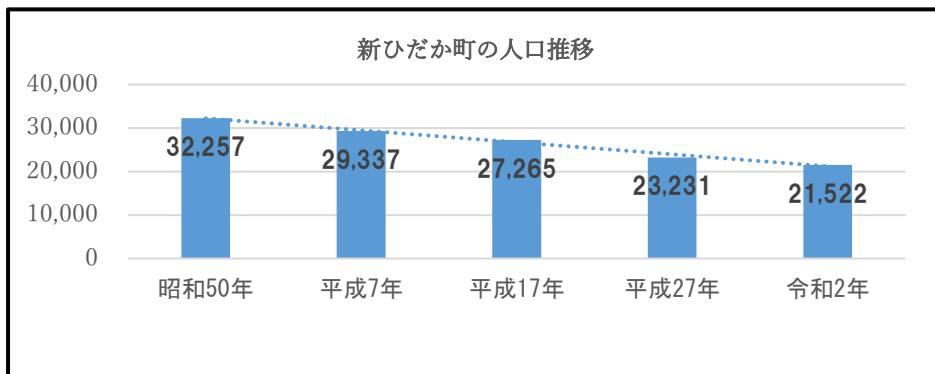
### 【新ひだか町】

○人口減少率（S50⇒H27）：28%

※国勢調査における人口総数 S50 年 32,257 人、H27 年 23,231 人

○財政力指数（H29⇒R1）：0.320

※財政力指数 H29 年度 0.317、H30 年度 0.320、R1 年度 0.324



※参考：令和 2 年度国勢調査人口速報集計

## 4. 基本方針

「新ひだか町総合計画」や「新ひだか町創生総合戦略」などと整合性を図り、豊富な地域資源を活用しながら、これまでの対策に加え、新たな発展の可能性や課題の解決に向けた取組を加速させ、地域活力の更なる向上の実現を目指す。

## 5. 基本目標

①自然減の緩和 「令和 22 年の合計特殊出生率を 1.60 以上とする」

②社会減の緩和 「令和 22 年までの社会減数を年平均 100 人程度に抑える」

③総人口 「令和 22 年に 15,000 人の人口を維持する」

## 6. 施策に関する事項

①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

②産業の振興

③地域における情報化

④交通施設の整備、交通手段の確保

⑤生活環境の整備

⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

⑦医療の確保

⑧教育の振興

⑨集落の整備

⑩地域文化の振興等

⑪再生可能エネルギーの利用の推進

⑫その他地域の持続的発展に関し必要な事項

## 7. 法に基づく主な支援措置

町が計画を策定することで、過疎対策事業債の活用が可能となる

▶（ハード事業・ソフト事業）充当率 100%・元利償還金の 70%を交付税措置